

近畿税理士会

発行 平成17年1月

泉大津支部だより 17年新春号

No.13

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13 TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員/原正人・高岩弘至・石谷秀志・岩間新吾・森福清和・山口秀美・辻公平

年頭にあたり

近畿税理士会泉大津支部副支部長

税務指導対策委員会・広報委員会担当 原 正人



新年明けましておめでとうございます。

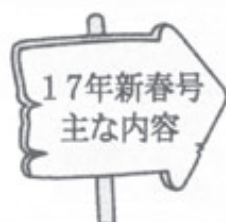
近畿税理士会泉大津支部の会員先生方は、ご機嫌よく新年をお迎えになりましたでしょうか。旧年中は、支部運営に対しまして、温かいご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、我々税理士は、正月気分に入る間もなく、一年中でもっとも忙しい時期を迎えることとなります。法定調書の作成や償却資産税の申告に続いて、いよいよ個人の確定申告が待ち受けています。今後、消費税の改正に伴い課税売上高1千万円超の新たな小規模課税事業者の大幅な増加、又所得税の老年者控除の廃止や、公的年金控除の縮小などによる申告者の増加も確実な情勢です。本格的な申告数の増加は、17年分からです。今年についてはその準備段階と考えられます。

前年分所得額が300万円以下の小規模零細納税者を対象とする税務援助事業にしても、全ての納税者の納税義務が適正に実現できるようにするという目的による税理士会の自主的な施策の税務指導事業にしても、税理士が税理士法第52条で税理士業務が無報酬であっても、税理士等以外のものは出来ないという無償独占というある種の権利が保証されている限りは、当然、税務援助事業並びに税務指導事業を行うことが義務的責任ではないかと考えられます。この責任を税理士が放棄した時には、無償独占という税理士のある種の権利も危ぶまれるのではないのでしょうか。

色々な立場、考え方の税理士が存在する中で共通の認識として、この無償独占は守っていく必要があると思います。税理士業界の維持、発展の為に、今後とも一般市民に対する税務指導対策事業へのご協力をよろしくお願い致します。

最後に、会員先生方のご健康とご多幸をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。



1面	年頭にあたり
2面	新年のご挨拶
3面	心のひろば 「クルマ界なんでも初めて物語」
4面	支部旅行 国民生活金融公庫との情報交換会
5面	第12回誌上研修「居住用財産の3000万円特別控除について」
6面	知識あれこれ「一円会社について」
8面	告知板・会員異動・原稿募集・編集後記

新年のご挨拶

泉大津税務署副署長 中谷 英適



新年明けましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員の先生方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

早いもので、泉大津税務署に参りまして2回目の正月を迎えることとなりました。

この間、先生方には、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、新潟県中越地震や大型台風の相次ぐ上陸など多くの天災に見舞われる一方で、アテネ五輪での日本選手の活躍といった明るいニュースまでさまざまな出来事があった1年でした。今年はどうような1年になるのでしょうか。「長引く不況」という言葉を長く使ってまいりましたが、内閣府の発表によれば、昨年夏ごろから近畿地方の景気が緩やかに回復しているとのこと。海外経済の動向、原油高など不安定な要因はありますが、景気の安定的かつ継続的な成長が望まれるところです。

さて、まもなく、平成16年分の確定申告の時期を迎えますが、本年は前年にも増して自書申告のより一層の定着と申告書の早期提出に取り組んでまいりたいと思います。

ものの本によれば、酉年は、壺の中の麴が発酵し熟成することを表すことから、「知恵と力を合わせ切磋琢磨すれば、すばらしい成果をあげることができる年」と言われております。先生方におかれましては、何かと御多忙の時期でございますが、例年どおり、地区相談所等での力強い御支援や税務援助対象者等に対する税務指導ならびに関与先納税者の適正申告等について、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、本年は、消費税の事業者免税点が1,000万円に引き下げられたことに伴い、新たに課税事業者となる納税者の方がいらっしゃいます。関与先納税者の記帳指導等についても引き続き御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝・御事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・サーバーレンタル
保養施設

私は、クルマを運転することが大好きです。

アクセルを踏めばすぐ加速し、ハンドルを回せばすぐ反応するそんなクルマのハンドルを握ってれば、きっと一日中でもクルマを走らせているでしょう。

だから、自分なりにクルマには、常に興味津々です。そこで、日本のクルマ界での『初めてのもの』を集めてみました。車名は、オプションから初まったり、ちょっと難しいのですが、そんなことより、「ア〜あった。あった。」とその時代を懐かしんでいただけたら幸いです。

国産車の初めは『オートモ号』（1924年）

国内で製作された最初のクルマは……。明治時代から複数のクルマが製作されていたことは知られているようですが、研究者の間でもこの一台という定説はないそうです。

そこで、国産量産車として記録に残っているのが、豊川順彌氏が造ったオートモ号。1928年までに230台が生産されたそうです。乗ったことあるかおられます？

大衆車の初めは『スバル360』（1958年）

大衆車という枠は曖昧ですが、当時、クラウンが100万円ほど（今だと1000万円位）の時代に国民車構想にのっとり開発され42.5万円で売り出されたそうです。通称「 TENTUMシ」。

世のお父さん方は、「もしかしたらマイカーが買えるかも」という夢を与えたクルマだそうです。

この後、1961年にマイカー時代の幕開けで『初代パブリカ』がデビューし、一般家庭でクルマがもてるようになったのは1966年デビューの『カローラ』『サニー』あたりからだったそうです。

A T搭載車の初めは『初代クラウン』（1960年）

こんなに早くからA Tがあったとは驚きです。このA Tは「トヨグライド」と名付けられ2速半自動変速機で前進2段、後退1段だったそうです。

現在では、新車で登録された乗用車の約95%がA T。私も長くM Tを運転していません。最初はエンスト間違いない!!

全幅1800mmオーバーの初めは『クラウンエイト』（1963年）

5ナンバーが、全幅1700mm×全長4700mm×高さ1800mm以下かつエンジン排気量が3000cc未満を基準にしていたころ、自動車税が5ナンバーと3ナンバーで大きな差がありました。

街中の駐車場にはよく「3ナンバーと外車お断り」の文字があったことを記憶しています。

しかし、自動車税が排気量のみ基準になったことをきっかけに、1988年デビューの『シーマ』が街中に溢れんばかりに「シーマ現象」たるものが。

今では、駐車場に3ナンバーが並ぶとドアが開かない位ぎちぎちだったり、立体駐車場に入らなかったりと、最近のクルマは、世界基準とかいって大きくなる一方に。狭い日本ですから〜ざんね〜ん!!

電動サンルーフの標準装備の初めは『初代プレリウド』（1978年）

この装備がこんなに古くからあったなんて驚きです。運転席で上を見上げていると屋根が開いて星空が。みんな夢みませんでした？

プレリウドといえば、2台目のリトラクタブルヘッドライトが有名。いわゆる隠し目。この当時、ホンダの車は全部といっていいほどこれでした。私は、昼と夜の表情が変わる隠し目が好きでした。でも、安全基準上の問題とか、昼間でもライトを点ける義務のある国があったりと、もうお目にかかることはできないかもしれません。

ドアミラーの初めは『初代FFカローラ』（1983年）

最初は、ドアミラーは左側が見にくいなど賛否両論でした。

今ではボディと同色が当たり前、最近ではウインカーランプまでついています。いまだに、フェンダーミラーのクルマってタクシー位ですか。

カップホルダーの標準装備の初めは、『FFコロナの5ドア』（1983年）

いまや、乗車人数分用意されるのは当たり前。

昔、私はドアの窓に針金みたいなのを差し込んで使うカー用品店で買ったものを使っていました。これって、窓を閉めると一緒にあがってきたり、ドアのロックと干渉して結構邪魔ものだったりしたような記憶があります。

でも、こんなに昔からクルマの中で水分とりましたっけ。

ハイマウントストップランプの初めは、『2代目ソアラ』（1988年）

マイナーチェンジでリアスポイラーに埋め込んだそうです。

私は、逆立ちしたウルトラマンやバルタン星人の目がブレーキに連動して光るのをリアガラスにつけて走っていたクルマを思い出します。あれは、どこにいったのでしょうか。

自発光式メーターの初めは、『初代セルシオ』（1989年）

私がウイングダムを買ったのもこのメーターに感動したから。この当時、セルシオの次に装備されていました。

だって、真っ黒な文字版にエンジンをかけると、メーターが浮かびあがってくるのですよ。最初は運転席で拍手していました。これも今ではかなりの車についていますし、毎日見ていると、どうってことなくなってしまう。人間というのはこんなもん。

ちなみに、デジタルメーターは『初代ソアラ』（1981年）さまです。

300馬力オーバーの初めでは『レジェンド』（2004年）

1963年に『グロリアスーパー6』が100馬力をオーバーし、20年かかり『フェアレディZ』が、1983年に200馬力オーバーをしました。その後、1990年には280馬力に達しました。

しかし、増加する交通事故、深刻化しつつあった環境問題、エネルギー問題などに対し自動車メーカーの自主規制でこの280馬力が14年続くことに。

2004年に『レジェンド』の300馬力でこれが撤廃。400馬力の時代到来するかも。日本の道でそんなに馬力があるのだろうか？

今年も、数多くのクルマが誕生することが予想されています。そのクルマには、多くの新技術が搭載されていることでしょう。楽しみです。

クルマは、数多くのサプライヤーから集まってきた部品の集合体です。自動車メーカーは超巨大企業ですけど、末端では、町工場レベルで細かい部品を作っています。日本車の信頼性は、その部品の信頼性の高さが、勤勉で優秀な中小企業によってもたらされているのです。ガンバレ～日本の中小企業!!



平成16年度

支部旅行

平成16年11月5日（金）～6日（土）
和歌山県南部一熊野、勝浦

世界遺産に登録された熊野古道を散策しました。



国民生活金融公庫との情報交換会

平成16年10月6日（水） 午後5時15分～午後7時30分
（於ホテルレイクアルスターアルザ泉大津）

講師：国民生活金融公庫・堺支店
融資第一課長 長谷部 賢二

「今後の金利動向について」講演していただきました。



1. 特例の概要

個人が居住用財産を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができます。

これを、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除といいます。

居住用財産の処分は一般の資産の譲渡に比して特殊な事情にあり、担税力が弱いこと等を考慮して定められた制度です。

2. 特例を受けるための適用要件

①自分が住んでいる家屋を売るか、家屋と共にその敷地や借地権を売ること。

なお、以前に住んでいた家屋や敷地等の場合には、住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに売ること。

②災害によって滅失した家屋の場合は、その敷地を住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに売ること。

③住んでいた家屋又は住まなくなった家屋を取り壊した場合は、次の二つの要件すべてに当てはまること。

イ.その敷地の譲渡契約が、家屋を取り壊した日から1年以内に締結され、かつ住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに売ること。

ロ.家屋を取り壊してから譲渡契約を締結した日まで、その敷地を貸駐車場等その他の用に供していないこと。

④売った年の前年及び前々年にこの特例又はマイホームの買換えやマイホームの交換の特例を受けていないこと。

⑤売った家屋や敷地について、収用等の場合の特別控除など他の特例を受けていないこと。

⑥売手と買手の関係が、親子や夫婦など特別な間柄でないこと。

特別な間柄には、このほか生計を一にする親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

3. 適用除外

このマイホームを売ったときの特例は、次のような家屋には適用されません。

①この特例を受けることだけを目的として入居したと認められる家屋

②居住用家屋を新築する期間中だけ仮住まいとして使った家屋、その他一時的な目的で入居したと認められる家屋

③別荘などのように主として趣味、娯楽保養のために所有する家屋

4. 適用を受けるための手続

この特例を受けるためには、対象となる資産の譲渡をした年分の申告書第三表特例適用条文欄に「措法35条」と記載するとともに、次の書類を確定申告書に添付した場合に限り適用されます。

①譲渡した居住用財産に係る「譲渡所得の内訳書(計算明細書)[土地・建物用]」

②譲渡日から2か月を経過した後に交付を受けた除票住民票の写し又は住民票の写し

(売ったマイホームの所在地を管轄する市区町村から交付を受けたもの)。

5. 事例

①単身赴任のサラリーマンが自宅を譲渡した場合

「居住の用に供している家屋」を譲渡したものとして、特別控除の適用を受けることができます。

ただし妻子とも居住に供さなくなった場合はその日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡しなければなりません。

「居住の用に供している家屋」とは、その者が生活の拠点として利用している家屋(一時的な利用を目的とする家屋を除きます。)をいい、これに該当するかどうかは、その者及び配偶者等(社会通念に照らしその者と同居することが通常であると認められる配偶者その他の者をいいます。)の日常生活の状況、その家屋への入居目的、その家屋の構造及び設備の状況その他の事情を総合勘案して判定することとされています。

②転居後、相当期間貸し付けている住宅を譲渡した場合

居住に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すればその間貸し付けていても特別控除の適用を受けることができます。

③同一年中に2回以上居住用財産を譲渡した場合

同一年中の譲渡であっても、入居目的が一時的なものでなければ、双方について特別控除の適用を受けることができます。

④家屋の所有者と土地の所有者とが異なる場合

本来居住用家屋又はその家屋とともにその敷地となっている土地や借地権を譲渡した場合に適用され、土地だけを譲渡した場合には適用されません。

しかし、次の要件に該当し、しかも家屋の譲渡所得が3,000万円に満たないときは、3,000万円のうちその家屋の譲渡所得から引ききれない部分を、その土地等の譲渡所得から差し引くことができるとされています。

I.家屋とともにその敷地の用に供されている土地等の譲渡があったこと。

II.家屋の所有者と土地等の所有者とが、親族関係を有し、かつ、生計を一にしていること。

III.土地の所有者は、その家屋の所有者とともにその家屋を居住の用に供していること。

⑤店舗併用住宅を譲渡した場合(利用区分の判定)

店舗併用住宅を譲渡した場合に、居住用財産の特別控除の対象となるのは、居住の用に供されている部分に限られます。この場合、居住の用に供されている部分は、次のように判定します。

I.その家屋のうち、居住の用に供している部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分となります。

$$\frac{\text{その家屋のうち居住の用に専ら供している部分の床面積A} + \text{その家屋のうち居住の用と居住の用以外の用とに併用されている部分の床面積B}}{\text{A} + \text{居住の用以外の用に供されている部分の床面積}} \times \text{A}$$

II.その家屋の敷地となっている土地等のうち、居住の用に供している部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分となります。

$$\frac{\text{その土地等のうち居住の用に専ら供している部分の面積} + \text{その土地等のうち居住の用と居住の用以外の用とに併用されている部分の面積} \times \text{その家屋の面積のうちⅠの算式により計算した面積}}{\text{その家屋の床面積}}$$

判定の時期

その家屋又は土地等をその居住の用に供されなくなった時の直前における利用状況に基づいて行い、その居住の用に供されなくなった後における利用状況は、この判定には関係がありません。

なお上記により計算された居住の用に供されている部分が、その家屋又は土地等の概ね90%以上であるときにはその家屋又は土地等の全部が居住の用に供しているものとして差し支えないこととされています。

⑥離婚に伴う財産分与として居住用財産を譲渡した場合

離婚に伴う財産分与、損害賠償その他これらに類するものとして受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者は特別な間柄に含まれないものとして取り扱われますので、他の条件を満たせば特別控除の適用ができることになります。

⑦居住用財産を同族会社に贈与した場合

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除にいう「譲渡」には無償譲渡(贈与)も含まれますから、法人に対する贈与についても、特別控除の適用があります。

ただし特殊関係者に対する譲渡である場合には、適用できません。

(参考) 国税庁タックスアンサー

新日本法規/資産税質疑応答集

第一法規/DHCコンメンタール所得税法

大阪・奈良税理士協同組合/税務相談事例集

知識あれこれ 一円会社について

森福 清和

一円会社は中小企業挑戦支援法の特例によって新しく誕生した会社形態です。

株式会社を設立するには資本金1,000万円以上、有限会社を設立するには資本金300万円以上と法律上最低資本金が規定されています(商法168条ノ4、有限会社法9条)。

中小企業挑戦支援法では商法の特例として、創業者であることについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社または有限会社については、上記の最低資本金に関する規定をその設立の日から5年間適用しないことになりました。これらの会社を確認株式会社、確認有限会社といいます。

ただし社名に確認の文字を入れる必要がなく、〇〇株式会社、〇〇有限会社などと名乗ることができ、一般の会社と変わりません。

これを資本金1円で会社が作れるということで「一円会社」と呼ばれています。

1.普通の会社との違い

①創業者であることの確認を受けた日から2ヶ月以内に株式会社または有限会社を設立しなければなりません。

②会社設立時の確認申請の際、財務計画(2期分)を作成し、申請しなければなりません。

③経済産業局に対し、商号、本店の所在地、資本の額など会社の基本情報について、設立の時及び変更の都度、届け出なければなりません。

④一円会社では、会社債権者保護の観点から、毎営業年度経過後3ヶ月以内に、その営業年度の貸借対照表2通、損益計算書1通、利益処分案1通を、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出しなければなりません。提出を受けた経済産業局は、この中から貸借対照表を公開します。

⑤一円会社は設立の日から5年以内に最低資本金以上に増資する必要があります。もし期間内に増資ができない場合には、解散するか、最低資本金規制のない合名会社や合資会社に組織変更する必要があります。

⑥一円会社では、会社の資本を意図的に外部に流出させることがないように、純資産額が最低資本金を超えるまで利益配当できません。中間配当、自己株式の取得も同様に制限されています。

2. 創業者の確認

一円会社を設立できるのは、事業を営んでいない個人であって2ヶ月以内に新たに会社を設立して会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する人です(なお未成年者の場合は法定代理人の同意書が必要です。)

具体的には次の該当する地位により、何れかの書類を一つ提出する必要があります。

給与所得者	源泉徴収票の写し、市町村民税の特別徴収税額の写し、事業主が発行する雇用証明書、課税証明書
専業主婦	健康保険被保険者証の写し(被扶養者であることを示すもの)、非課税証明書
学生	健康保険被保険者証の写し(被扶養者であることを示すもの)、非課税証明書
失業者	事業主が発行する退職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し
年金生活者	年金証書の写し、非課税証明書
会社の代表権のない役員	会社の登記簿謄本(申請日前1ヶ月以内に発行されたもの)
会社の代表権のある役員を辞任した者	会社の登記簿謄本(申請日前1年以内の辞任を証するもの)
事業を廃止した者	廃業届出書の本人控の写し

なお最低資本金規制の特例を受けるためには、確認を受けた創業者が、設立する会社を発起人又は社員(出資者)として参加する必要があります。

3. 最低資本金規制特例の手続の概要

① 定款の作成・認証

定款には、新事業創出促進法第10条の18の規定による解散事由を記載しなければなりません。

② 創業者であることの確認手続

確認申請書の原本1通とその写し1通に以下の書類を添付して、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出します。

- ・ 定款(公証人の認証済みのもの)のコピー
- ・ 創業者であることの誓約書
- ・ 事業を営んでいない個人であることを証明する書類

なお確認申請者が創業者である事を確認した場合には、確認申請書に記載をして、確認書として申請者に交付します。

③ 設立登記

確認日から2ヶ月以内に、取締役選任等の商法・有限会社法上の設立手続を終え、設立登記申請書に確認書を添付して、法務局に提出します。

新事業創出促進法第10条の18の規定による解散事由を登記しなければなりません。

なお最低資本金未満の小規模な会社の設立・新株発行・増資に要するコストを低減させるため、払込取扱機関(銀行等)の払込保管証明書を取得することを任意とする手当てが講じられました(ただし、新株発行・増資後の資本額が、最低資本金の額を超過する場合は、払込保管証明書を取得する必要があります)。

④ 会社設立の届出

設立登記後直ちに、経済産業局への届出が必要です。新事業創出促進法施行規則様式第5に必要事項を記載した書面の原本1通及びその写し1通に設立した会社の登記簿謄本を添付して、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出しなければなりません。

提出された書面は、受理した経済産業局において公衆縦覧に供されます。

なおこの特例は平成20年3月31日までの時限措置となっています。

平成17年の商法改正要綱案には最低資本金制度の廃止も検討されています。

もし最低資本金制度の廃止が改正案として立法化されることになると、この特例が有名無実なものになると思われます。その反面、一円会社がより身近なものになるかも知れません。

(参考)

経済産業省/新事業創出促進法 最低資本金規制特例

会社設立支援局/一円会社(<http://www.kaisha88.com>)

株式会社ツートップ・ソリューション/一円会社設立(<http://www.two-top.com>)

支部行事 告知板

平成16年分所得税確定申告における税務指導及び相談の実施についての説明会

日 時 平成17年1月17日(月) 午後3時～午後5時

場 所 ホテルサンルート関空
尚、当日新年会が午後5時15分より開催されます。

資産税研修会及び譲渡所得説明会のための打合せ会

日 時 平成17年1月27日(木) 午後1時30分～午後4時45分

場 所 泉大津納税協会

<会員の異動>

平成17年1月13日現在 会員 111名
(内税理士法人1)

入 会

平成16年7月16日 新田 泰生 先生

事務所：〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東2-18-34-804

TEL 0725-20-5480 FAX 0725-20-5481

平成16年8月5日 野口 宏 先生

事務所：〒594-0073 和泉市和気町2-6-18

TEL 0725-43-6548

平成16年12月2日 鈴木 啓之 先生

事務所：〒594-0004 和泉市王子町2-6-65

TEL 0725-45-1973 FAX 0725-45-1543

ご逝去

平成16年12月10日 実藤 俊夫 先生

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数 1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも結構です。



仕事・随想・趣味などテーマは問いません。

お問い合わせは、広報委員会 原 正人まで。

TEL 0725-23-5558 FAX 0725-23-5585

e-mail hara-kaikei@mjs.ocn.ne.jp

編集後記

新たな年が始まりました。といっても、我々の業界は年明けから夏まではあっという間に経ってしまうのが現状だと思います。一年が24ヶ月であったとしても、短いと感じる人は少なくないでしょう。



多忙な日々の中で、心と身体の健康を保つのは難しいことですが、たまには心身ともにゆっくりできる時間をすごしてリラックスしましょう。

支部運営につきましては皆様の御協力により支えられておりますので、多くの皆様の支部行事への御参加、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

岩間